

議案第73号

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

修学資金の貸与対象者として市の保健師職を加えること等に伴う改正

飛驒市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は介護サービス事業所（介護保険法第115条の32に規定する介護サービス事業者（指定介護予防支援事業者は除く。）の運営する事業所又は施設をいう。）」を「、介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者の運営する事業所又は施設をいう。）又は保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に規定する市町村保健センターをいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市看護師等修学資金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条 略 (定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「市内医療・福祉機関等」とは、保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関をいう。）<u>又は介護サービス事業所（介護保険法第115条の32に規定する介護サービス事業者（指定介護予防支援事業者は除く。）の運営する事業所又は施設をいう。）</u> で飛騨市内に設置されているもの（市が設置するものも含む。）をいう。 以下 略</p> | <p>第1条 略 (定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「市内医療・福祉機関等」とは、保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関をいう。）<u>、介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者の運営する事業所又は施設をいう。）又は保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に規定する市町村保健センターをいう。）</u> で飛騨市内に設置されているもの（市が設置するものも含む。）をいう。 以下 略</p> |

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

修学資金の貸与対象者として市の保健師職を加えること等に伴う改正

2 改正の内容

(1) 近年の人材不足によって職員の確保は困難な状況にあり、特に医療職や技術職の確保は困難を極めている。本市の保健師職においても、今後数年の間に定年退職が続く見込みであることから、その確保が喫緊の課題となっている。こうした中で、市の保健師職を目指す人材への修学支援体制を整えることでその確保を図るため、当該条例による修学資金の貸与対象者として市保健師職を加えるための改正を行うもの。

(2) 介護保険法の法令番号を明記するため所要の改正を行うもの。

(第2条関係)

3 施行日 公布の日